空き家の管理・活用・売却に関するオンライン個別相談の開設と 空き家問題啓発動画の期間限定配信を開始

特定非営利活動法人 空家・空地管理センター(所在地:埼玉県所沢市、代表理事: 上田 真一)は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、一刻も早く所有する空き家の問題を解決されたい方に向けた取り組みとして、自宅にいながら対面で個別相談できるオンライン(ビデオ通話)個別相談を対象地域限定で開始しました。

また併せて、これまで地域住民の方に各種イベントや自治会の勉強会などで利用いただい ていた「空き家問題とは何か」がよくわかる再現動画を、自粛要請の続く期間に限りオンラインで配信することとしました。

空家・空地管理センターでは、このような状況の中でも空き家でお困りの方がいることを考慮 し、お悩みの解決に役立つよう、当センターができることを考え取り組んでいきます。

■オンライン(ビデオ通話)個別相談 サービス概要



空き家の管理や活用、売却でお困りの方に当センターまでご来社いただかなくても、空き家問題を専門とする空家空地管理士と、オンライン(ビデオ通話)にてご相談いただけるサービスです。

〇ご相談いただける内容

空き家の管理、活用、売却に関する具体的なご相談

〇対象

以下の要件を満たしている方

- ・空き家を所有または所有予定の方
- ・下記エリアに空き家をお持ちの方

【東京都】千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、 府中市、調布市、国立市

【千葉県】松戸市、柏市、流山市、我孫子市、白井市 ※対象のエリアは今後拡張する予定です。

〇対象の WEB ページ

https://www.akiya-akichi.or.jp/consultation/

■"空き家問題とは何か"がわかる再現動画 概要



空き家を適正に管理していなかった為に様々なトラブルが起きてしまった、とある家族の話をもとに "空き家問題とは何か"をドラマ仕立てで説明しています。本動画は、各種イベントや自治会の勉強会などで日頃ご利用いただいておりますが、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、自粛要請の続く期間に限りオンラインにてご視聴いただけます。

〇動画の内容

- 増え続ける空き家
- 放置空き家がもたらす被害
- 空家等対策特別措置法とは
- -特定空家とは
- 空き家による被害を出さないために
- 地域の協力による空き家管理
- -空き家の活用方法
- 空き家にしないために出来ること

〇対象の WEB ページ

https://www.akiya-akichi.or.jp/akiya_dvd/

■特定非営利活動法人 空家・空地管理センターについて

NPO 法人 空家・空地管理センターでは、月額 100 円で利用できる「100 円管理サービス」と月額 4,000 円からの「しっかり管理サービス」の 2 種類の空き家管理サービスを提供しています。

また、税理士や弁護士、不動産会社等と提携し、空き家の相続、売却、賃貸、解体、リフォーム等、空き家に関する全ての相談をワンストップで行っています。

<本件に関するお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 空家・空地管理センター

•電話番号: 0120-336-366

・メール: contact@akiya-akichi.or.jp

•HP: https://www.akiya-akichi.or.jp/